

(案)

2020 年度佐賀支部事業計画



全国健康保険協会 佐賀支部

協会けんぽ

令和２年度事業計画（佐賀支部）

【協会けんぽ佐賀支部基本方針】 加入者の利益実現に資するため、全国一高い保険料率の低減に向けた医療費適正化施策を重点的に取り組む。	
分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	保険者機能強化アクションプラン第４期の最終年度であることを踏まえ、令和２年度においてはこれまでの事業計画の実施状況等を検証し、各ＫＰＩ（重要業績評価指標）を確実に達成すべく、以下の令和２年度事業計画を支部の総力を挙げて実行する。 適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。 ① サービス水準の向上 ・ お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。 ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ■ Ｋ Ｐ Ｉ：（i）サービススタンダードの達成状況を100%とする （ii）現金給付等の申請に係る郵送化率を 92.0%以上とする ② 業務改革の推進に向けた取組 ・ 現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効率的な業務処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指す。 ③ 現金給付の適正化の推進 ・ 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化ＰＴにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。 また、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請など不正が疑われる申請について重点的に審査を行う。 ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、「事務手順書」に基づく事務処理を確実に実施する。 ・ 傷病手当金と労災の休業補償給付との適正な併給調整を行うために、「事務手順書」に基づく事務処理を確実に実施す

る。

④ 効果的なレセプト点検の推進

- ・システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指したレセプト内容点検効果向上計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進する。

■ K P I : 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする

(※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽ佐賀支部の医療費総額

- ・無資格受診等の資格エラーによる医療機関照会を漏れなく行い、レセプトの返戻または医療費の返還請求を確実に実施する。
- ・受診者に対する「負傷原因」の照会及び「第三者行為による傷病届」の提出勧奨を行い、加害者・損害保険会社に対する損害賠償金請求や労災による返納金請求を確実に実施する。

⑤ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）及び部位ころがし（負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診）の申請について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。
- ・柔道整復施術療養費審査委員会の審査により申請内容に不正や著しく不当であると認められる場合や、文書照会の回答結果により請求内容が疑わしい場合において、面接確認委員会で施術者への面接が行われたときは、必要に応じて厚生局へ情報提供を行う。

■ K P I : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

⑥ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- ・受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認する。

⑦ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

	・保険証回収強化については、下記の取り組みにより実施する。 ○日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に保険証未回収者に対し文書による返納催告を行うことを徹底する。(一次催告) ○二次催告として一次催告後 2 週間以内に文書による返納催告を実施する。 ○「被保険者証回収不能届」等による電話番号判明者に対する電話催告を強化する。 ・発生した債権については、文書・電話・訪問による催告により早期回収に取り組むとともに、弁護士を活用した文書催告、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、債権の回収率の向上を図る。 ■ K P I : (i) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 ヶ月以内の保険証回収率を 95.0%以上とする (ii) 返納金債権 (資格喪失後受診に係るものに限る。) の回収率を対前年度以上とする (iii) 医療給付額総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする ⑧ 限度額適用認定証の利用促進 ・事業主や健康保険委員へチラシやリーフレット等による広報を実施し、制度の周知を図る。 ・地域の医療機関及び市町村窓口に申請書を配置し利用促進を図る。 ■ K P I : 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 85.0%以上とする ⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底 ・被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。 ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所へ文書または電話による勧奨を行う。 ・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 ■ K P I : 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92.0%以上とする ⑩ オンライン資格確認の円滑な実施 ・国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知等を行う。 ・現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。
--	--

	■ K P I : 現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 100%とする
2. 戦略的保険者機能関係	【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化 ① ビッグデータを活用した事業所単位での健康・医療データの提供＜I、II、III＞ ・加入事業所に対して、「事業所健康度診断シート（事業所カルテ）」等の見える化ツールを提供する。 ② データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施＜I、II、III＞ 上位目標：人工透析の新規導入者の割合を平成28年度（14.9%）から減少させる。 (1) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ・被保険者（40歳以上）（受診対象者数：115,660人） ○生活習慣病予防健診 受診率 65.2%（受診見込者数：75,410人） ○事業者健診データ 取得率 7.1%（取得見込者数：8,212人） ・被扶養者（受診対象者数：32,614人） ○特定健康診査 受診率 30.0%（受診見込者数：9,784人） ・主な重点施策 《健診事業》 ○健診推進経費を最大限に活用した生活習慣病予防健診の受診勧奨 ○外部委託による事業者健診結果データ取得の取り組み強化 ○新規適用事業所、任意継続被保険者等への受診勧奨 ○支部主催の集団健診の実施 【時期】夏季（6-9月）、閑散期（11～3月）

	【場所】ショッピングモール、コンビニエンスストア等 【特徴】 ➤ 健診当日の特定保健指導の実施 ➤ 専用フリーダイヤルによる予約 ➤ 健診機関毎に設定された豊富なオプション検査（無料、有料） ○市町と協力した特定健診強化にかかる集団健診の実施案内 ■ K P I : (i) 生活習慣病予防健診受診率を 65.2%以上とする (ii) 事業者健診データ取得率を 7.1%以上とする (iii) 被扶養者の特定健診受診率を 30.0%以上とする (2) 特定保健指導の実施率の向上 ・ 被保険者（特定保健指導対象者数：16,808 人） ○特定保健指導 実施率 22.0%（実施見込者数：3,698 人） （内訳）協会保健師実施分 14.0%（実施見込者数：2,353 人） - アウトソーシング分 8.0%（実施見込者数：1,345 人） ・ 被扶養者（特定保健指導対象者数：832 人） ○特定保健指導 実施率 7.0%（実施見込者数：58 人） ・ 主な重点施策 《保健指導事業》 ○健診当日に初回面談が実施できる委託機関の拡大 ○ICT を活用した特定保健指導専門機関への外部委託の推進 ○外部委託先との合同研修、意見交換会の実施による保健師等のスキルアップ ○トップ営業による外部委託先の新規開拓および指導実施体制の強化 ○保健指導推進経費を最大限に活用した特定保健指導実施率の向上 ○運動に対する意識（問診項目等）によって対象者をセグメント化し、セグメント毎のアプローチ方法を実施・検証
--	---

する。(佐賀大学、佐賀県庁とのコラボ)

■ K P I : 特定保健指導の実施率を 21.3%以上とする

(3) 重症化予防対策の推進

・ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 2,700 人

○保健師等専門職及び関係機関等の知見を活用し、より効果的な未治療者への受診勧奨を実施する。

○早期かつ適切な受診につなげるため、健診機関による未受診者への受診勧奨を促進する。

○事業主の健康意識の醸成及び従業員への受診勧奨促進のため、県労働局等関係団体と連携した取組みを実施する。

■ K P I : 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 13.7%以上とする

・ 糖尿病性腎症重症化予防事業

○佐賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、主治医と連携した取組みを実施する。

(4) コラボヘルスの推進

・ 健康宣言事業所をベースとした保健事業の活性化

(面拡大と質の向上)

○健康宣言事業所をトップランナーとして、佐賀支部全体の保健事業の活性化を実現し、保健事業に関する K P I 達成を実現する。

○そのためにも、健康宣言事業所ではない大規模事業所については、健康宣言事業へのエントリーをしてもらうため、支部から積極的にアプローチをかける。

○新規事業である「眠活プロジェクト」(睡眠改善による健康度向上への取組み支援)も健康宣言事業所を中心に実施する。

○支部の企画総務部内に「データヘルス計画推進会議(仮称)」を設立し、月次における PDCA サイクルを実現する。

○また、データヘルス計画自体の見直し(令和 3 年度から令和 5 年度までの後半 3 ヶ年)にも着手する。具体的には、令和 2 年度までの前半 3 ヶ年計画の中間評価を実施し、後半 3 ヶ年計画を再構築する。

	・ 契約保健師、管理栄養士による健康宣言後のフォロー体制等の確立 ○ 特定保健指導の外部委託推進により、特定保健指導から健康宣言事業へのシフトを実現する。 ○ 併せて、契約保健師、管理栄養士のスキルアップも実現する。 (5) その他 ・ データヘルス計画に関するアドバイザーを選任し、専門的な見地からご助言をいただく。 ③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ・ 広報分野におけるPDCAサイクルを適切に回していくため、加入者を対象とした理解度調査の結果を踏まえた広報計画を策定する。 ・ 加入者・事業主に対し、佐賀支部の現状について、様々な媒体（新聞・テレビ等）による広報を実施することによって、生活習慣の改善や受診行動変容への動機づけを行う。 ・ ナッジ理論（きっかけを提供し、それとなく良い方向へ行動を促す手法）等を活用した広報を実施し、インセンティブ制度の周知や特定健診等の効果的な受診勧奨を行う。 ・ 医療費が全国平均と比べ高いため、疾病予防や健康づくりのための研修を健康保険委員向けに実施する。 ■ KPI：(i) 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする (ii) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を55.5%以上とする ④ ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉 ・ 事業所ごとのジェネリック医薬品使用割合と全国平均との比較を事業所宛に情報提供し、ジェネリック医薬品希望シール貼付徹底の協力依頼を実施する。 ・ 医療機関・薬局ごとのジェネリック医薬品に関する自医療機関等の県内での立ち位置を情報提供することにより、使用割合向上を図る。 ・ 参画する佐賀県後発医薬品使用検討協議会や関係団体に対し、ジェネリックカルテ等の活用や支部独自の取り組み等を積極的に発信する。 ■ KPI：佐賀支部のジェネリック医薬品使用割合を令和2年9月末までに82.1%以上とする。※医科、DPC、調剤、
--	---

	歯科における使用割合 ⑤ 地域の医療提供体制への働きかけや意見発信＜Ⅰ＞ (1) 意見発信のための体制の確保 ・医療提供体制等に係る意見発信を行うため、被用者保険の参画枠を拡大させる。引き続き、県や保険者協議会に対して参画を拡大するための要請を行う。 (2) 医療費データ等の活用 ・本部から提供される地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のための分析を行う。 (3) 外部への発信と情報提供 ・地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。 ・医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。 ■ K P I : (i) 他の被用者保険との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 100%とする (ii) 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する
3. 組織・運営体制関係	① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ・業務の効率化・簡素化の徹底を図り、標準人員に基づく適切な人員配置を行う。 ② O J T を中心とした人材育成 ・O J T を中心としつつ、研修や自己啓発等を効果的に組み合わせることで、職員のスキル向上を図り、組織基盤の底上げを行う。 ③ インセンティブ制度、支部業績評価を意識した組織運営 ・他支部との比較を通じて佐賀支部の業績を向上させ、組織運営の推進を図る。

	④ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・調達における競争性を高めるため、参加が予想される業者に対して広く周知に努めるほか、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ■ K P I : 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20.0%以下とする。前年度において 20.0%以下となった場合は前年度以下とする。なお、今年度において、一般競争入札件数が4件以下となる場合は、一者応札件数を1件以下とする。 ⑤ コンプライアンスの徹底 ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、委員会の開催及び職員研修等を通じてその徹底を図る。また、情報セキュリティ強化月間の設定を通じ、職員の意識向上を図る。 ⑥ リスク管理 ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、より幅広いリスクに対応できるようリスク管理体制の強化を図る。
--	---